

高知県肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金交付要綱一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">高知県肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第11条（略）</p> <p><u>（県内発注）</u>  <u>第12条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>（情報の開示）  第13条 省略</p> <p>（委任）  第14条 省略</p> <p>附則  1（略）  2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第4号から第8号まで、第8条第3項、第10条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則  この要綱は、令和6年3月29日から施行する。</p> <p>附則  この要綱は、令和7年4月2日から施行する。</p> <p><u>附則</u>  <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第11条（略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（情報の開示）  第12条 省略</p> <p>（委任）  第13条 省略</p> <p>附則  1（略）  2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第4号から第8号まで、第8条第3項、第10条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則  この要綱は、令和6年3月29日から施行する。</p> <p>附則  この要綱は、令和7年4月2日から施行する。</p> <p><u>（追加）</u></p>

改正後

別表（第3条関係）

事業区分	補助事業者 (事業実施 主体)	補助対象経費	補助率	補助要件
国内資源由来肥料等の利用促進	肥料製造事業者、農業団体、2戸以上の生産者組織及び農業法人	化学肥料使用量の低減に向け、国内資源由来肥料等の利用促進に必要な設備及び機器の導入に要する経費 ①ペレット製造装置 ②マニュアルスプレッダー ③ブロードキャスター ④ ダンプベッセル ⑤ その他国内資源由来肥料等の利用促進及び適正施肥の励行に資すると知事が認める設備及び機器  ※②～④については、みどり投資促進税制の対象機械一覧に記載されているものに限る。	2分の1以内	(1) ペレット製造装置については、製造された有機質肥料又は化学肥料使用量の低減に資する資材のおおむね9割以上を農業者に販売すること  (2) 補助対象経費欄に示す①～⑤の設備及び機器に応じて、該当する目標の達成に向けた計画を策定すること ① ペレット製造装置 ・国内資源由来肥料の販売量を10パーセント以上増加 ②～⑤ 以下のいずれかを選定 ・国内資源由来肥料等の使用量を5パーセント以上増加 ・肥料費を5パーセント以上削減 ・散布時間を30パーセント以上短縮

(備考) 事業実施主体が農業者の場合は、事業実施主体及び経営農地が地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は補助事業が完了した翌年度の3月31日までに位置づけられることが確実と見込まれる者であること。

改正前

別表（第3条関係）

事業区分	補助事業者 (事業実施 主体)	補助対象経費	補助率	補助要件
国内資源由来肥料等の利用促進	肥料製造事業者、農業団体、2戸以上の生産者組織及び農業法人	化学肥料使用量の低減に向け、国内資源由来肥料等の利用促進に必要な設備及び機器の導入に要する経費 ①ペレット製造装置 ②マニュアルスプレッダー ③ブロードキャスター ④ ダンプベッセル ⑤ その他国内資源由来肥料等の利用促進及び適正施肥の励行に資すると知事が認める設備及び機器  ※②～④については、みどり投資促進税制の対象機械一覧に記載されているものに限る。	2分の1以内	(1) ペレット製造装置については、製造された有機質肥料又は化学肥料使用量の低減に資する資材のおおむね9割以上を農業者に販売すること  (2) 補助対象経費欄に示す①～⑤の設備及び機器に応じて、該当する目標の達成に向けた計画を策定すること ① ペレット製造装置 ・国内資源由来肥料の販売量を10パーセント以上増加 ②～⑤ 以下のいずれかを選定 ・国内資源由来肥料等の使用量を5パーセント以上増加 ・肥料費を5パーセント以上削減 ・散布時間を30パーセント以上短縮

(備考) 事業実施主体が農業者の場合は、(追加)地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は(追加)位置づけられることが確実と見込まれる者であること。

改正後	改正前
<p>別記 第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 令和 年 月 日 号</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 補助事業者名 代表者名 生年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金 計画承認申請書兼交付申請書</p> <p>高知県肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、事業計画の承認及び補助金の交付について下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助申請額 金 _____ 円</p> <p>2 事業着手予定年月日</p> <p>3 事業完了予定年月日</p> <p>4 確認事項（事業実施主体が農業者の場合いずれかにチェック）  <u>市町村が策定した地域計画のうち目標地区に</u>  <input type="checkbox"/>事業実施主体及び経営農地が位置づけられている  <input type="checkbox"/>事業実施主体及び経営農地が、補助事業が完了した翌年度の3月31日までに位置づけられることが確実（下記の市町村に位置づけについて協議済み）である  <input type="checkbox"/>（協議した市町村名を記載）</p> <p>5 添付書類  (1) 事業計画書（別紙1）  (2) 事業実施計画書（別紙2）  (3) 収支予算書（別紙3）  (4) 振込先依頼書（別紙4）  (5) 申請額の積算が分かる書類（見積書等）</p>	<p>別記 第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 令和 年 月 日 号</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 補助事業者名 代表者名 生年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金 計画承認申請書兼交付申請書</p> <p>高知県肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、事業計画の承認及び補助金の交付について下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助申請額 金 _____ 円</p> <p>2 事業着手予定年月日</p> <p>3 事業完了予定年月日</p> <p>4 確認事項（事業実施主体が農業者の場合いずれかにチェック）  <input type="checkbox"/>市町村が策定した地域計画のうち目標地区に位置づけられている  <input type="checkbox"/>市町村が策定した地域計画のうち目標地区に位置づけられる見込み</p> <p>5 添付書類  (1) 事業計画書（別紙1）  (2) 事業実施計画書（別紙2）  (3) 収支予算書（別紙3）  (4) 振込先依頼書（別紙4）  (5) 申請額の積算が分かる書類（見積書等）</p>

- (6) 事業実施予定位置図  
(7) 誓約書兼同意書 (別紙5)  
(8) 県税の納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書 (別紙6) 及び本人確認書類の写し  
(※) (ただし、県税の納税義務がない場合は申立書 (別紙7))
- (※) 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証 (削除) の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証 (削除) の写し等。  
(注) マイナンバーカードは表面のみコピー (裏面はマイナンバーの表示があるため提出は不要とする) (削除)。
- (9) その他知事が必要があると認める書類

- (6) 事業実施予定位置図  
(7) 誓約書兼同意書 (別紙5)  
(8) 県税の納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書 (別紙6) 及び本人確認書類の写し  
(※) (ただし、県税の納税義務がない場合は申立書 (別紙7))
- (※) 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証 の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証 の写し等。  
(注) マイナンバーカードは表面のみコピー (裏面はマイナンバーの表示があるため提出は不要とする) 、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスクング処理を施す等してください。
- (9) その他知事が必要があると認める書類